

平成 20 年 1 月 31 日

各 位

会社名 ダイワボウ情報システム株式会社
代表者名 取締役社長 松本 紘和
(コード番号：9912 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 小山芳男
(TEL06-6281-9100)

エフィッシモ・キャピタル・マネージメント・ピーティーイー・エルティディーからの
2008 年 1 月 30 日付変更報告書の提出について

昨日、エフィッシモ・キャピタル・マネージメント・ピーティーイー・エルティディー（以下「Effissimo」といいます。）から、当社株式をさらに 5,000 株(0.03%)買い増して、平成 20 年 1 月 30 日時点における当社株券等保有割合が 32.79%(総株主の議決権の数に対する割合 33.24%)となったこと等を内容とする変更報告書が、2008 年 1 月 30 日に提出されましたので、お知らせいたします。

Effissimo からは、2008 年 1 月 29 日付当社プレスリリース「エフィッシモ・キャピタル・マネージメント・ピーティーイー・エルティディーからの変更報告書の提出について」（以下「2008 年 1 月 29 日付当社プレスリリース」といいます。）のとおり、同年 1 月 28 日付で当社株式の株券等保有割合を約 9%増加させた旨の変更報告書が提出されております。当社は、平成 19 年 12 月 7 日付プレスリリース「当社株式の買付行為等に関する情報開示要請手続の導入のお知らせ」にて公表しております情報開示要請手続（以下「本ポリシー」といいます。）を導入しており、本ポリシーの運営は別紙記載のとおり適正になされております。また、本ポリシーの効力が生じた日における株券等保有割合が既に 20%を超えるものについては、本ポリシーにおける検討期間の経過までは株券等保有割合を 1%以上増加させる当社株式の買付行為等を開始しないようお願いしております。

なお、Effissimo は、平成 20 年 1 月 30 日付の変更保有報告書におきまして「本ポリシーに関する私どもの認識及び方針の再確認について」と題する書状を添付しております。そして同書状においては、本ポリシーに関して「そもそも、貴社株式の買付けを行う投資家に本ポリシーに従う法令上の義務はないと考えられます」という認識を Effissimo が有している旨の記載がなされております。

当社株式を大量に買い付けることにより当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に重大な影響を与える行為（以下「大量買付行為」といいます。）が行われようとする場合に、大量買付者が意図する経営方針・事業計画、大量買付者の属性、大量買付行為が株主の皆様や当社の経営及び当社を取り巻く多くの関係者に与える影響などについ

て、必要な情報提供と相当な検討期間の確保を大量買付者に求めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るために、大変重要でありかつ正当な要請であると理解しております。本ポリシーは、買収防衛策であるか否かを問わず、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図る大量買付者に遵守していただけるものとして導入いたしております。

また、当社からの必要情報の提供の要請に対して「最大限の協力をさせていただいております」又は「最大限の情報を開示しております」という記載が同書状においてなされております。2008年1月4日に当社が受領した情報には、Effissimoの当社株式の保有目的が「純投資」であること又は投資運用会社としての「受託者責任」があること等を理由として、実質的には無回答又は非開示とされている事項が多数を占めておりました。当社としては、独立委員会の意見も最大限尊重し、投資運用会社としての「受託者責任」を勘案した上でもなお提供された情報では株主の皆様の適切な判断のための意見を形成するのに不十分であると認められ、同月18日に本ポリシーに基づき追加的な情報提供の要請をしております。なお、現時点で同要請に対する回答はEffissimoから受領しておりません。

本ポリシーに関する手続の進行状況

	当社の行為	Effissimoの行為
2007年		
12月7日(金)	「当社株式の買付行為等に関する情報開示要請手続の導入のお知らせ」のプレスリリース	
12月10日(月)	当社所定の書式による対象行為概要書をEffissimoへ交付	当社株式 3,000 株(0.02%)取得 ^(※)
12月11日(火)		「対象行為概要書」を当社に提出
12月12日(水)	「当社株式の買付行為等に係る対象行為概要書の受領について」のプレスリリース	
12月13日(木)		当社株式 25,500 株(0.13%)取得 ^(※)
12月14日(金)		当社株式 44,000 株(0.23%)取得 ^(※)
12月17日(月)		当社株式 500 株(0.00%)取得 ^(※)
12月19日(水)	独立委員会の開催	当社株式 7,000 株(0.04%)取得 ^(※)
12月20日(木)		当社株式 26,500 株(0.14%)取得 ^(※)
12月25日(火)	独立委員会の開催	当社株式 1,500 株(0.01%)取得 ^(※)
12月26日(水)	必要情報のリストをEffissimoへ交付 「当社株式の買付行為等に係る必要情報のリストの交付について」のプレスリリース	当社株式 2,500 株(0.01%)取得 ^(※)
12月27日(木)		当社株式 16,500 株(0.09%)取得 ^(※)
12月28日(金)		当社株式 33,000 株(0.17%)取得 ^(※)
2008年		
1月4日(金)		「必要情報リスト」を当社に提出
1月7日(月)	「必要情報のリストに対する回答書の受領について」のプレスリリース	
1月10日(木)	独立委員会の開催	
1月16日(水)		当社株式 8,000 株(0.04%)取得 ^(※)
1月17日(木)	独立委員会の開催	

1月18日(金)	追加情報の提供を要請する「追加的な情報提供の要請につきまして」を Effissimo へ交付 「必要情報のリストに対する回答書への追加的な情報提供の要請について」のプレスリリース	「これ以上の本ポリシーの手続きに関する貴社取締役会との交渉及び本ポリシーへの協力を継続すべきではないと考えております」という記載を含む書面を当社に提出
1月21日(月)	「追加的な情報提供の要請」に対し回答していただけるのかどうかなど Effissimo からの書簡の意味を確認する書面を Effissimo に交付	当社株式 169,500 株(0.88%)取得 ^(※)
1月22日(火)		当社株式 292,500 株(1.52%)取得 ^(※)
1月23日(水)		当社株式 306,000 株(1.59%)取得 ^(※)
1月24日(木)		当社株式 130,500 株(0.68%)取得 ^(※) 1月21日付当社質問に対し「本ポリシーへの協力を拒否する方針に変更はありません」という記載を含む回答を当社に提出
1月25日(金)		当社株式 269,000 株(1.39%)取得 ^(※)
1月28日(月)	独立委員会の開催	当社株式 374,000 株(1.94%)取得 ^(※) 株券等保有割合が 32.76%である旨の内容を含む変更報告書を提出
1月29日(火)	「エフィッシモ・キャピタル・マネージメント・ピーティーイー・エルティディーからの変更報告書の提出について」のプレスリリース	当社株式 5,000 株(0.03%)取得(2008年1月30日 Effissimo 提出の変更報告書より転記)
<u>1月30日(水)</u>		<u>株券等保有割合が 32.79%である旨の内容を含む変更報告書を提出</u>
<u>1月31日(木)</u>	<u>「エフィッシモ・キャピタル・マネージメント・ピーティーイー・エルティディーからの2008年1月30日付変更報告書の提出について」のプレスリリース</u>	

(注1) 上記表中の^(※)の記載は、2008年1月28日に Effissimo から提出された変更報告書の記載より転記したものです。

(注2) 上記表中 を付した記載は、2008年1月29日付当社プレスリリース「エフィッシモ・キャピタル・マネージメント・ピーティーイー・エルティディーからの

変更報告書の提出について」の別紙記載からの変更点であります。

- (注3) 現時点における Effissimo からの情報では、当社株式の買付行為がどのような意思・決定に基づき行われているのかを判断して開示することはできませんので、2008年1月29日付当社プレスリリースにおいて「平成19年12月11日以降も当社株式の買付行為を継続し、株券等保有割合を約9%増加させ、平成20年1月28日時点における当社株券等保有割合が32.76%（総株主の議決権の数に対する割合33.21%。中略）となったことを内容とする変更報告書が提出されました」と開示いたしております。

以上